

放課後児童クラブ利用料口座振替（自動払込）のご案内

毎月の利用料の納付は、預貯金口座から自動的に支払える口座振替（自動払込）による方法を選んでいただきますようご協力をお願いします。

● お申込み

口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書）に必要事項を記入・押印し、1枚目と2枚目を
児童館・学童保育コーナーへ提出してください。神戸市でとりまとめ、金融機関へ提出します。

※ 入会児童1人ごとに、1通ずつ依頼書にご記入・押印のうえ、お申込みください。

※ 対象の取扱金融機関口座が無い場合、納付書での納付となります。

● 口座振替（自動払込）開始時期

金融機関が依頼書（申込書）を受理してから、事務処理のために多少時間がかかります。

口座振替（自動払込）の開始月は、あらためてお知らせします。

それまでは、お送りする納付書を使用して納めてください。

● 振替（払込）日

原則として、月末です。

なお、振替（払込）日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替（払込）します。

● 手続き後

1. 毎月の振替（払込）日前日までには、預貯金残高が不足することのないようご注意ください。
2. 預貯金残高不足などで振替（払込）ができなかった月の利用料は、再度引き落としができません。約1か月後にお送りする納付書で、早急に金融機関の窓口にて納付してください。
※ コンビニエンスストア等の収納代理機関では納付できません。
3. 一定期間、預貯金の残高不足などにより振替（払込）できない状態が続いたときや、口座振替（自動払込）実績のないときは、口座振替（自動払込）の取扱いを終了することがあります。
4. 還付金が生じた場合は、引落とし口座へ振込いたします。

● 口座の変更時は

利用口座の変更を行う場合、「口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」をあらためてご提出ください。
（金融機関、口座番号、名義の変更等）

口座変更を行う場合、申請の翌月以降から口座振替を開始いたします。

それまでは、現在の利用口座から振替を行います。

お問い合わせ先：神戸市行政事務センター（学童保育担当）

電話 078-381-5533（平日午前8時45分～午後5時30分）

